

管領一ニ承リます其の行爲を自ら之處は衆  
廟を中々或は陰謀を謀議する事其の爲に  
は各の國に於ては其の行爲を  
固より願ふに非ざる事其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を

其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を

其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を

其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を  
其の國に於ては其の行爲を

其の國に於ては其の行爲を

此の事即ち吾等公義の叫ぶか勝利の場端に就たことは、地位悪用衆利一真張リ、  
何等社会の木鐸を以て自ら任する 新聞紙乃至新聞記者本位の任務に對し自覺を  
し有せざる後、長太川美次以下幹部諸輩の頭裡に甚大なる怖れを、與へたのであ  
ります。そのいふ怖れなき恐怖の結果として、彼等の採った手段が、つまり一味野  
心家の集合にあらむ 所謂社負總會なるものであつたことと云ふ概果の成行になります

所が彼等の所謂社負總會なるものは、吾々同志十二名を欺瞞して在社せざるし  
留學中の出来事にて従つて右十二名は、總會根柢に固し何等通告に接し居らず、  
合法的手續の上で、既に欠陥だらけのものであつたのであり、自然その席上に於  
ける、凡そ決議の多數のものがあることは、言を用ゝるに及ばません

万報社が執行委員制度になつたことと、在東の愚昧重役を欺いての上のことと  
委員の選定が抑も違法であることは、固より吾々同志十二名を解僱したりと、稱  
して、欲上にもよむべき揚がたるは、憤慨にも値せざる、彼等最後の悲鳴なること  
も言を俟ちません 茲にも所、彼等諸君執行委員制度が、仮にも帝都の身ん中  
数日間存立したと云ふことは、國法の實情が其の期間中公然行はれたことも考へ  
られ、日本の國家、日本の國民としては断じて許すべからざる事態の出現を見ら